

新潟市環境影響評価配慮指針

目次

- 第1 趣旨等
- 第2 計画段階配慮等実施の基本方針
- 第3 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に関する指針
- 第4 位置等に関する複数案の設定
- 第5 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握
- 第6 計画段階配慮事項の選定
- 第7 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法
- 第8 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法
- 第9 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法
- 第10 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法
- 第11 計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項

第1 趣旨等

この配慮指針（以下「指針」という。）は、新潟市環境影響評価条例（平成21年条例第5号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、事業者が対象事業に係る計画（以下「事業計画」という。）を立案するに当たって、環境の保全の見地から、その計画に係る環境影響について事前に配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）等について定めるものである。

事業者は、この指針に基づき、事業計画の特性を踏まえ、あらかじめ環境の保全について十分な検討を行い、より環境に配慮した事業計画を立案するものとする。

なお、本指針が条例の対象とする事業以外の事業においても、事業者が本指針の趣旨を理解のうえ積極的に活用し、事業計画の構想・立案段階から環境への配慮事項を検討することにより、地域環境の保全に貢献することを期待するものである。

第2 計画段階配慮等実施の基本方針

1 対象事業

条例第2条第2項に規定する対象事業とする。

2 計画段階配慮を行う主体

計画段階配慮を行う主体は事業者とする。ただし、都市計画事業についての計画段階配慮を行う主体は、事業者または土地利用、都市施設の整備等に関する計画を定める都市計画決定権者とする。

3 計画段階配慮を行う時期

事業の内容・規模の立案や事業計画地の選定段階など、余裕をもって計画の見直しが行える時期とする。

4 指針の改定

この指針は、環境の状況、技術革新や社会状況等の変化に応じて、常に適切かつ科学的な判断を加え、必要な改定を行うものとする。

5 用語

この指針で使用する用語は、この指針で定めるものの他、条例で使用する用語の例による。

第3 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に関する指針

対象事業に係る条例第4条第1項に規定する計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、第4から第11までに定めるところによる。

第4 位置等に関する複数案の設定

- 1 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、対象事業を実施する区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- 2 事業者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業を実施する区域の位置又は対象事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。
- 3 事業者は、第1項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業に代わ

る事業の実施により当該対象事業の目的が達成される場合その他対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

第5 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握

1 事業者（都市計画決定権者を含む）は、対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うために必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業の実施が想定される区域（以下「対象事業実施想定区域」という。）及びその周辺の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

（1）事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業の規模
- ウ 対象事業実施想定区域の位置
- エ 対象事業の工事の実施に係る工法，期間，工程計画など工事計画の概要
- オ 対象事業実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要（以下「事業活動の概要」という。）
- カ その他の対象事業に関する事項

（2）地域特性に関する情報

地域特性として把握すべき情報については、表1のとおりとする。

表1 地域特性の把握に係る調査項目

地域特性に関する情報の種類		把握すべき情報の内容
① 自然的状況に関する情報	1	気象，大気質等に関する大気環境の状況 風向，風速，気温，降水量，日射量等の一般的な気象の状況，大気質，騒音，振動，悪臭等に係る環境の状況，環境基準等の達成状況及び公害苦情等の発生状況
	2	水象，水質等に関する水環境の状況 形態特性，流量，流域面積，水深，流況等の一般的な水象の状況，水質，底質，地下水等に係る環境の状況，環境基準等の達成状況及び公害苦情等の発生状況

	3	土壌及び地盤に関する状況	土壌に係る環境の状況，環境基準等の達成状況及び公害苦情等の発生状況，地盤の性状及び地盤沈下の状況並びに公害苦情等の発生状況	
	4	地形に関する状況	起伏，三角州，河川，湖沼，地盤性状等の一般的な地形及び海岸地形，水底地形等	
	5	地質に関する状況	地層，地質構造，岩石の分布等の一般的な地質，たい積物の状況等	
	6	動植物の生息又は生育，植生及び生態系の状況	陸生及び水生の動植物の主要な種及び生育又は生息状況並びに群落及び集団繁殖地及び越冬地等の分布，注目すべき動植物の分布状況等の植物相及び動物相に関する一般的な状況	
	7	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	景観資源及び眺望点の概要，注目すべき景観資源及び眺望点の分布等の景観特性，野外レクリエーション地の概要及び注目すべき野外レクリエーション地の分布及び特性並びに日常的な自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設等の概要及び注目すべき施設等の分布及び特性	
	8	文化財に関する状況	有形文化財（建造物），有形民俗文化財，記念物（史跡，名勝及び天然記念物），文化的景観，伝統的建造物群，埋蔵文化財等の分布状況	
	9	一般環境中の放射性物質の状況	一般環境中の放射性物質に係る環境の状況	
	10	その他の事項		
	②社会的状況に関する情報	1	人口に関する状況	人口の分布，動態，密度，世帯数及び集落の分布等
		2	産業に関する状況	産業の構造，産業人口，生産品目，生産量及び生産額等
3		土地利用に関する状況	都市計画の市街化区域，市街化調整区域及び用途地域その他の土地利用の状況，土地利用の指定状況及び土地利用の将来計画等	
4		河川，湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用	水面利用その他の水利用の状況，漁業権及び保護水面の設定状況，井戸の設置状況及び地下水の利用の状況等	

	利用の状況	
5	交通に関する状況	道路、鉄道、飛行場及び航路の位置及び利用状況、交通の将来計画等
6	公共施設に関する事項	学校、病院、福祉施設、保健医療施設、文化施設等の位置、利用状況等
7	生活環境施設等環境の保全に関する施設の状況	水道、下水道及び廃棄物処理施設の状況並びにその将来計画等
8	環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	自然環境保全法、自然公園法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法、景観法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、新潟県自然環境保全条例、新潟県立自然公園条例、新潟県生活環境の保全等に関する条例等に基づく環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況、新潟市生活環境の保全等に関する条例等に基づく環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況、文化財の指定状況等
9	環境保全計画等の策定の状況	市、新潟県又は国が策定した公害防止に関する計画、環境保全に関する計画等
10	その他の事項	

2 事業者は、地域特性に関する情報を入手可能な最新の文献その他の資料により前項第2号に掲げる情報を把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

第6 計画段階配慮事項の選定

1 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第5の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれが

ある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 大気環境

① 大気質

② 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

③ 振動

④ 悪臭

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

① 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

② 水底の底質

③ 地下水の水質及び水位

④ ①から③までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ウ 土壌に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。以下同じ。）

① 地形及び地質

② 地盤

③ 土壌

④ その他の環境要素

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 動物

イ 植物

ウ 生態系

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 景観

イ 人と自然との触れ合いの活動の場

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

(5) 文化財の保全を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素

文化財

(6) 一般環境中の放射性物質について調査，予測及び評価されるべき環境要素

放射線の量

4 事業者は，第1項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては，必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において，当該助言を受けたときは，その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また，当該専門家等の所属機関の種別についても，明らかにするよう努めるものとする。

5 事業者は，第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは，選定の結果を一覧できるように整理するとともに，第1項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第7 計画段階配慮事項の検討に係る調査，予測及び評価の手法

1 対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査，予測及び評価の手法は，事業者が，次に掲げる事項を踏まえ，位置等に関する複数案及び選定事項ごとに，第8から第11までに定め

るところにより選定するものとする。

- (1) 第6第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
- (2) 第6第3項第2号のア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地及び越冬地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (3) 第6第3項第2号のウに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。
 - ア 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境
 - イ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
 - ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
 - エ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴付ける重要な自然環境
- (4) 第6第3項第3号のアに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (5) 第6第3項第3号のイに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- (6) 第6第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- (7) 第6第3項第5号に掲げる環境要素に係る選定事項については、文化財及び埋蔵文化財包

蔵地の種類，位置又は区域並びに文化財にあつては指定の区分を調査し，これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(8) 第6第3項第6号に掲げる環境要素に係る選定事項については，放射線の量の変化を把握できること。

第8 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法

1 事業者は，対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては，第7に定めるところによるほか，次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について，それぞれ当該各号に定めるものを，選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で，当該選定事項の特性，事業特性及び地域特性を踏まえ，当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1) 調査すべき情報

選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象，水象その他の自然的状況若しくは人口，産業，土地利用，水域利用その他の社会的状況に関する情報。

(2) 調査の基本的な手法

市，新潟県又は国が有する文献その他の資料を収集し，その結果を整理し，及び解析する手法。ただし，重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは，専門家等からの科学的知見を聴取し，なお必要な情報が得られないときは，現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し，その結果を整理し，及び解析する手法。

(3) 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）

対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域。

2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち，情報の収集，整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては，当該法令等により定められた手法を踏まえ，適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。

3 事業者は，第1項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は，調査の実施に伴う環境への影響を回避し，又は低減するため，できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

4 事業者は，第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては，調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。

この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

第9 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法

1 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

(1) 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に把握する手法

(2) 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）

調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域

2 前項第1号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

3 事業者は、前項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。

4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

第10 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法

事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 第4第1項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。
- (2) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- (3) 市、新潟県又は国が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (4) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

第11 計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項

- 1 事業者は、計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。
- 2 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 3 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理するものとする。

附則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

別図1 計画段階配慮の実施手順

